

日本赤十字社 寄付金控除

個人として寄付

◎所得税控除

その年に寄付をした寄付金の全額－2,000円＝寄付金控除額

※上限は所得金額の40%

◎住民税控除

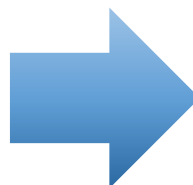
その年に寄付をした寄付金の金額－2,000円×10%＝寄付控除額

※上限は所得金額の30%

◎相続税の非課税

ご寄付をした相続財産に相続税はかからない

※（ご遺族の方が相続開始があったことを知った日の次の日から10か月以内の寄付）



◎寄付金控除を受けるまでの流れ

寄付をした募金の領収書を発行



確定申告を行う

（税務署、その他出張所）

※領収書を忘れずに持参してください！

法人として寄付

一般寄付金の（損金算入限度額）と合わせて別枠で計算した特定公益増進法人に対する（損金算入限度額）が損金に算入される

◎計算式

・一般寄付金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{〔損金算入限度額〕}$$

・特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{〔特別損金算入限度額〕}$$

・指定寄付金

内容：財務大臣の指定を受けた事業に対する寄付

期間：毎年4月～9月

↳ 指定寄付金の全額が、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入される